

## 太宰府市携帯電話中継基地局に関する紛争防止条例

条文	説明
<p><b>第1条（目的）</b> この条例は、太宰府市（以下「市」という。）における携帯電話中継基地局等（以下「基地局等」という。）の設置・改造、及び既設基地局等の管理に係る紛争の防止を目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設置：基地局の新設。</li> <li>◆ 改造：既設基地局の形状又は出力を変更すること。</li> <li>◆ 既設基地局等の管理：事業者が基地局等を供用していること。管理運用。</li> <li>◆ この条例の目的は紛争の防止であり、基地局等の設置・改造や、事業者の経済活動を阻害するものではない。</li> </ul>
<p><b>第2条（定義）</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「携帯電話中継基地局等」 携帯電話や PHS その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内の通信状況を改善するためのものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 「事業者」 基地局等の設置若しくは改造をしようとする者、及び既設基地局を管理している者をいう。</p> <p>(3) 「事業計画書」 基地局等の位置、形態、規模、構造、供用範囲、築造に係る工期、工法、及び規則で定める事項を記載したものをいう。</p> <p>(4) 「近隣住民等」 基地局等の供用範囲内の住民、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の代表者、事業所の生活者、及び供用範囲内に土地又は建築物を所有する者をいう。</p>	<p>(1) PHSの親局と携帯電話の親局をいう。警察無線、消防無線、防災無線、タクシー無線などの業務無線の親局は含まない。</p> <p>(2) 携帯電話等の無線通信事業者。</p> <p>(3) 形態：使用電磁波周波数、総アンテナ入出力電力等。供用範囲：有効に電波が届く範囲。</p> <p>(4) 地縁団体の代表者：自治会の会長。事業所の生活者：学校等児童関連施設の児童・生徒・職員、会社の従業員・管理者、病院の患者・職員などを指す。</p>
<p><b>第3条（市の責務）</b> 市は、この条例に基づき、近隣住民等と事業者との紛争の防止に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 紛争の防止には多様な施策が考えられるが、先ずはこの条例に基づく努力を求めている。</li> </ul>
<p><b>第4条（事業者の責務）</b> 事業者は、基地局等の設置・改造をしようとするときは、事業計画を近隣住民等に説明する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事後ではなく、事前の説明を求めている。</li> <li>◆ 事業者が原因者であるから、進んで住民の意見を求めるべき。</li> </ul>

<p>とともに、その意見を聴取し、誠意をもって紛争の防止に努めなければならない。</p>	
<p>第5条（近隣住民等の責務） 近隣住民等は、事業者による説明会に参加するとともに、その説明に対し真摯に対応し、紛争の防止に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者が行う説明会を意図的に無視、ボイコットしないことを求めている。</li> </ul>
<p>第6条（計画書の提出） 事業者は、基地局等の設置・改造をしようとするときは、当該工事に着手する日の60日前までに、規則に定めるところにより、事業計画書を市長に提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ここがスタート地点。受領→公開→説明会→報告→公開となる。</li> </ul>
<p>第7条（近隣住民等への説明等） 事業者は、新たに基地局等を設置しようとするときは前条の規定による事業計画書の提出後、当該工事着手予定日の40日前までに、説明会を開いて当該計画を説明するとともに、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の説明会開催の近隣住民等に対する周知は、事業者の責任において行うものとする。</p> <p>3 事業者は、第1項の規定による説明会の開催後10日以内に、規則に定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 近隣住民等は、第1項の規定による説明会の開催後5日以内に、事業者に対し、意見書を提出することができる。</p> <p>5 事業者は、前項の意見書が提出されたときは、これに回答を付して、第3項に定める報告書とともに、市長に提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者は事業計画書の提出後、自らの責任で説明会の周知を行うことになる。</li> <li>◆ 近隣住民等に対しては、その不安を取り除き、一定の理解を得ることが望ましいが、同意までは求めている。</li> <li>◆ 報告書に記載する事項は、日時、会場、参加者数、参加者の意見・要望、それに対する事業者の回答、及び総論などが考えられる。</li> <li>◆ 意見書は説明会に参加できなかった者、発言の機会がなかった者、十分ではなかった者に対する措置として意味があり、又近隣住民等の意見の集約として行うことができる。</li> <li>◆ 計画書の提出、説明会の周知・開催、報告書・意見書・回答の提出をもって、この条例に定める事業者の手続き上の責務は果たされたことになる。</li> </ul>
<p>第8条（報告書等の公表） 市は第6条の規定による事業計画書、前条第3項の報告書、及び前条第5項の意見書ならびに回答を縦覧に供すとともに、市のホームページに掲載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 縦覧に供す：自由に見ていただくこと。</li> <li>◆ 市のホームページ（公式サイト）への掲載はスキャンしたものをそのままPDF形式で案内とともに貼り付ける作業。</li> </ul>
<p>第9条（既設基地局等の調査） 太宰府市民は、既設の基地局等の管理運営状況について、市長に対して、規則に定めるところ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 調査依頼としては第2条3号に規定する、基地局の形態、供用範囲などが考えられる。</li> <li>◆ 市長は関係機関や事業者へ調査の依頼を行う</li> </ul>

<p>ろにより、調査を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の求めがあった場合は、関係機関ならびに事業者へ調査の依頼をし、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>い、回答があった場合はそれを、無回答ないしは回答が困難であるとの場合はその旨を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 調査の期間、公表の期限については定めていない。一定の期間ごとに結果をまとめて、個別又は市のホームページなどで公表することができる。</li> </ul>
<p>第10条（勧告）</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずることを勧告する。</p> <p>(1) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した者。</p> <p>(2) 第7条第1項の規定による説明会を行わなかった者。</p> <p>(3) 第7条第3項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者。</p> <p>(4) 第7条第5項の規定による意見書、及び回答の提出を行わなかった者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実的に現場では、先ず指導、助言が行われると思われる。</li> </ul>
<p>第11条（公表）</p> <p>市長は、前条の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、勧告の内容と対象者名を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市の広報、ホームページ等を用いる。</li> </ul>
<p>第12条（見直し）</p> <p>この条例は、社会環境の変化、又は基地局等が及ぼす影響に対する科学的知見の進展があったときは、必要に応じて見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ WHOをはじめとする国際機関等による新たな科学的知見やそれに基づく見解の発表があった場合。国の方針が変更された場合。</li> </ul>
<p>第13条（委任）</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業計画書、説明会の報告書、調査依頼などに関すること。</li> </ul>
<p>附則（施行期日）</p> <p>この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 篠栗町は決議後間あまり間を置かずに施行している。本市においてもすみやかな実施が望まれるが、規則の制定など執行部側の事情も配慮している。</li> </ul>